

上天草市水産製品製造業等緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 コロナ禍や資材価格高騰の影響により売上が減少した水産製品製造業者等（以下「事業者等」という。）に対し、食品衛生法の改正に伴い新たに取得する必要がある営業許可（以下「営業許可」という）の基準に適合した施設整備等を支援することにより、地域産業の維持及び活性化に寄与することを目的として、予算の範囲内において熊本県水産製品製造業等緊急支援実施要領に準じて補助金を交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 食品衛生法に規定する「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を新たに取得するために必要な施設整備及び機械購入等の事業であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和6年2月29日までに補助対象事業及び支払いを完了する事業であること。
- (3) 市内において実施される事業であること。
- (4) 国及び他の地方公共団体から本補助金と同様の趣旨による補助金の交付を受けていない事業であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人事業主又は本店を有する法人とし、申請時において市内で事業を行っている者。
- (2) 食品衛生法に規定する「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する者、又は前条第2号に規定する期間内において営業許可を取得した者。
- (3) 令和2年4月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高又は合計売上総利益が、平成31年4月から令和2年3月までの同3ヶ月間と比較して5%以上減少したと認められる者。
- (4) 市内商工団体等の支援を受け、事業計画書等を作成する者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営んでいない者。
- (7) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者。
- (8) 政治活動又は宗教活動を行っていない者。
- (9) 市税及び県税の滞納をしていない者。
- (10) 前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨及び目的に照らし、適当であると市長が判断した者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費の支払い方法は、原則、口座振込とする。

3 適性価格の確保のため、発注先の選定にあたっては1件あたり10万円以上(税込)の費用を要するものは、2者以上からの見積を徴取し、安価な発注先を選択するものとする。ただし、2者以上からの見積を徴取することが困難な場合は、その理由を明らかにし、市長の承認を受けるものとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助金額は、25万円以上とし、補助上限金額は、500万円とする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、商工団体等を通して次に掲げる書類をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(熊本県水産製品製造業等緊急支援事業 別記第2号様式)

(2) 図面、設計書及び施工前の写真等や導入する機械設備の規格がわかる資料

(3) 事業経費の内訳が確認できる見積書等

(4) 補助対象事業者の市税及び県税の滞納の無い証明書又は納税証明書

(5) 令和2年4月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高又は合計売上総利益が、平成31年4月から令和2年3月までの同3ヶ月間と比較して5%以上減少したことを示す資料等の写し

(6) その他必要な書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の承認又は不承認のいずれかを決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて令和6年1月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1号から第5号の書類については、第6条の事業実施計画の提出時と変更がない場合は、添付を省略することができる。

(1) 事業計画書(熊本県水産製品製造業等緊急支援事業 別記様式第2号)

(2) 図面、設計書及び施工前の写真等や導入する機械設備の規格がわかる資料

(3) 事業経費の内訳が確認できる見積書等

(4) 補助対象事業者の市税及び県税の滞納の無い証明書又は納税証明書

(5) 令和2年4月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高又は合計売上総利益が、平成31年4月から令和2年3月までの同3ヶ月間と比較して5%以上減少したことを示す資料等の写し

(6) その他必要な書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、直ちに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の2月29日のいずれか早い日までとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 対象経費に係る領収書等支出を証する書面の写し
- (3) 施工中及びしゅん工後の写真、導入した機械・機器の写真等事業の完了を確認できるもの
- (4) その他必要な書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

別表（第4条関係）

【補助対象経費】

（1）施設整備費

対象となる経費	対象とならない経費
<input type="checkbox"/> 営業許可を取得するために必要な施設整備費用 （例：壁、シャッター、包装室の区画、手洗い設備、コンクリート舗装など）	<input type="checkbox"/> 営業許可取得のために必要でない施設整備費用 <input type="checkbox"/> 机、椅子等汎用性の高いもの

（2）機械装置等導入費

対象となる経費	対象とならない経費
<input type="checkbox"/> 営業許可を取得するために必要な機械装置等の購入に要する経費 （例：海水紫外線滅菌装置、浄化フィルターなど）	<input type="checkbox"/> 単なる取替え更新であるもの <input type="checkbox"/> 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの（文房具等の事務用品、パソコン、事務用プリンター、タブレット端末等）の調達費用 <input type="checkbox"/> 古い機械の撤去、廃棄費用

（3）経営相談等経費

対象となる経費	対象とならない経費
<input type="checkbox"/> 経営診断士等、事業を実施するうえで専門的な知識を有する第三者への相談費用 ※ただし、（1）施設整備費用及び（2）機械装置等導入費合計額の20%以内とする。	<input type="checkbox"/> 相談費用とは別に要する費用 （例：補助対象者の旅費等）